

2011年7月22日

原子力災害対策本部  
本部長 菅 直人 殿

牛肉等の安全性確保と畜産農家等の被害救済に関する緊急提言

民主 党

今般の牛肉・稲わらから暫定規制値等を超えるセシウムが検出された問題は、福島県のみならず我が国全域の畜産業や食肉産業に長期にわたって大きな被害を与える可能性のある問題であり、かつスピード感を持った対応が必要であることから、これまでに政府が公表している対策に加えて、以下について早急に実行することを強く要請する。

1. 現行の検査体制の下、高濃度のセシウムが検出された稲わらを給与させた牛が出荷されてしまった状況を踏まえ、市中流通するこれら牛肉の検査を行い、その結果、暫定規制値を超えるセシウムが検出された牛肉については、消費者の安全・安心の確保の観点から国が全量買取りを行うこと。

(出荷制限となった牛及び福島第一原発20キロ圏内の安楽死対象の牛についても同様の措置を検討する)

(豚肉の調整保管に準拠した制度の創設も検討する)

2. 出荷制限以外の牛肉で市場価格の下落や流通量の減少に伴い販売額の低下等の被害を受けた生産者、流通業者、小売・外食産業等への被害の補償を迅速に行うため、原子力損害賠償紛争審査会の指針で緊急に対象とするとともに、国会で審議中のいわゆる「原賠機構法案」、「立替払い法案」成立後に速やかに国による立替払い等を実行すること。

3. 国は、比較的安価でまとまった量の購入が可能なシンチレーション検出器の配備や人員の確保等により、全都道府県において「全頭検査」を行う体制をすみやかに整備すること。その第一段階として、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等のみならず福島県内全域において全頭検査を行うために必要な機材、要員等を国が責任を持って速やかに確保すること。
4. 安全基準の科学的根拠や全頭検査の実施状況等について消費者に的確に情報を提供する体制を構築すること。
5. 国は、家畜排泄物から生産される堆肥についても放射性物質の検査や流通段階への的確な情報提供等を行い、耕畜連携の流れを阻害したり今般の稲わらの場合と同様の被害が生じないように万全の対策を講じること。また、肉牛と同様に稲わらが給与されている可能性がある乳用牛、ヒツジ、ヤギ等に関する食品の安全性についても早急に調査すること。
6. 全国の被害を受けた生産者、流通業者等の経営支援のための長期・無担保・無利子の金融支援策を講じること。その際に既存債務への利子補給や被災企業債権の買取りなどにより二重ローン問題への十分な配慮をすること。
7. 以上の対策を被災者の立場に立って迅速に的確な政治的リーダーシップの下で講じるために、これまでの震災対応の反省も踏まえつつ政府に副大臣級から構成される省庁横断的な対策本部を設置すること。

以上